

第117号議案

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(島根県個人情報保護条例の一部改正)

第1条 島根県個人情報保護条例(平成14年島根県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号、第25条第1項第1号及び第30条第1項第1号中「住所」の次に「(法定代理人が法人である場合にあっては、その名称又は商号及び主たる事務所又は本店の所在地並びにその代表者の氏名)」を加える。

(金属屑の取扱に関する条例の一部改正)

第2条 金属屑の取扱に関する条例(昭和32年島根県条例第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「生年月日」の次に「(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地並びにその代表者の住所及び氏名)」を加える。

(島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第3条 島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年島根県条例第39号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第5号中「能力」を「行為能力」に改め、「前各号」の次に「又は次号」を加え、同項第6号中「者で」を「者が」に改める。

(島根県屋外広告物条例の一部改正)

第4条 島根県屋外広告物条例(昭和49年島根県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項第4号中「住所」の次に「(法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称、住所及びその代表者の氏名並びにその役員の氏名)」を加える。

第18条の4第1項第5号中「前各号」の次に「又は次号」を加える。

附 則

この条例は、民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）附則第1条
本文の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。